

保護者の皆様

学習端末（Chromebook）の利用について

2024 年(令和 6 年)4 月
福山市教育委員会
学校教育部学びづくり課

平素から本市教育の充実に向けて、格別の御理解、御協力をいただいておりますことに、厚くお礼申し上げます。現在、子どもたちは、学校や家庭で学習端末（以下「端末」という）を使って様々なことにチャレンジしているところです。端末の活用方法やルール、個人情報保護等についてお子様と一緒に確認していただくとともに、「学習端末（Chromebook）利用についての同意書」に署名の上、4 月 12 日（金）までに、学校に提出をお願いします。

次のようなことに、端末を活用していきます。

- 様々な情報や興味あることに触れるなど、新たな学びのきっかけにする。
- オンライン教材により、学習速度や習得度等に応じた学習をする。
- 遠隔会議等のコミュニケーションツールを活用し、人とのつながりや多様な考えの大切さを学ぶ。
- 市立図書館の電子図書サービスを利用し、多くの本に触れることで、見識を広げたり、深めたりする。
- 紙媒体で配付していた学校・学年通信等による連絡事項を、端末を通じて行う。
- 感染症拡大や災害等による学校休業等においても、オンライン教材による学習や、遠隔会議ツール等による教員や児童生徒、保護者間の連携により、学びの環境の維持継続を図る。
- 健康観察 等。

そのために、児童生徒が、文房具のような感覚で、自宅や校外といった使用場所を選ばず、自分のものとして使用できるようにします。

1 学校での活用

（1）使用方法等の学習

- ・ 基本的な操作方法の学習は、各学校で計画的に行い、日々の授業を通して活用に慣れていけるようにします。
- ・ 使い方のルールは、学年段階に応じて、児童生徒と一緒に考えたり確認したりして、その内容を保護者の皆様にお伝えしていきます。また、各教科の学習や特別活動、道徳の時間等において、情報社会での行動に責任をもつこと、危険を回避し情報を正しく安全に利用する方法など、情報モラルに係る学習を行います。
- ・ 使用に係る健康面については、文部科学省のガイドブックを基に、教室や画面の明るさ、机

やいすの高さなどの具体を例示し、日々の授業の中で配慮していきます。また、端末等の情報機器の使用による健康への影響を理解し、自分で注意したり判断したりできるようにしていきます。

(2) 授業での主な活用例

検索サイトを活用した調べ学習

- ・ 子どもたち自身が様々な情報にアクセスし、主体的に情報を検索、収集・整理する。

一斉学習の場面での活用

- ・ 誰もがイメージしやすい教材を提示する。
- ・ 一人一人の反応や考えを画像等で把握し、互いに意見を交流するなど、双方向的に授業を進める。

文書作成ソフト、プレゼンソフトの利用

- ・ 子どもたち一人一人が考えをまとめて発表したり、リアルタイムで考えを共有したりしながら学び合う。

一人一人の学習状況に応じた個別学習

- ・ デジタル教材の活用、オンデマンド型配信など、一人一人の学習進捗状況に合った、よりきめ細やかな対応を行う。

オンラインを活用した授業参加

- ・ 学校と自宅、学校と福山市フリースクール等をリアルタイムでつなぐなど、個に応じた支援を行う。

※オンライン授業の出欠席の扱いについては、学校にご相談ください。

2 家庭での活用

(1) 活用のルール

スマートフォンやタブレットパソコンなどが、社会生活や日常生活に浸透する中、子どもたちが、健康に留意しながら様々な情報技術を活用したり、多様な情報やサービスなどから、何が重要かを考え、選択・決定したりできる「情報活用能力」の育成が必要です。

ご家庭での使用についても、学校から提示・配付された活用の約束と、別添資料 1「話し合っていますか？ 家庭のルール（文部科学省）」を参考に、子どもと一緒にルールを考えてください。

【ルールを作るときのポイント】（「話し合っていますか？ 家庭のルール」 p.05 から）

決めたルールを守れないということはないでしょうか。ルールは大人が一方向的に決めるものではなく、子どもと一緒に作ることが大切です。

〔Point 1〕「ルールがトラブルから自分自身をも守ってくれる」ことをきちんと伝える。

〔point 2〕 お互いに納得できるよう、話し合って作る。

〔point 3〕 子どもが守れるルールを作る。

〔point 4〕 具体的なルールを作る。

〔point 5〕 守れなかったらどうするか決めておく。

〔point 6〕 トラブルがあったら保護者に相談するよう決めておく。



- ・ 端末は、家庭にある Wi-Fi ルータ等に接続してインターネットを利用することができます。また、オフラインで活用できるもの（文書作成、プレゼンテーションソフトなど）もあります。（別添資料 2「福山市で使用できる Google Workspace のアプリケーション」参照）
 - ・ 端末を持ち帰らない場合も、自宅のパソコン等からアカウントを入力し、クラウドに保存したデータの活用や学校とのやりとりができます。また、家庭で端末を使用しない・使用できない場合も、ワークシートの配付や、電話・メールを使い、端末使用時と同等の学習が行えるようにします。（インターネット環境については、家庭での環境整備が難しい場合には、学校にご相談ください。）
- ※ 福山市の全域に光ファイバーが整備され、また、格安のルータを提供できるサービス業者が増えていることや、一斉に契約をすると途中解約ができないことなどから、インターネットサービスは、各家庭で契約をしていただくよう、御理解・御協力をお願いします。
- ※ 自宅のパソコンで貸与されたアカウントを使用すると、全ての場面で、学習端末を使用している場合と同じフィルタリングが、適用されるわけではありません。
- 例：インターネット使用時にフィルタリングはかからず、自宅のパソコンの設定の範囲で閲覧ができる。

3 個人情報について

（1）端末で扱う個人情報

- ・ アカウント ・ 児童生徒の名前 ・ 学習記録（作品やテスト等の成績記録）
- ・ 健康観察記録 ・ コミュニケーションツールでの送受信の記録 等

（2）個人情報の取り扱いについて

- ・ Google Workspace for Education 利用規約及びプライバシーポリシーに基づいて端末を活用します。

【利用規約】

https://workspace.google.co.jp/intl/ja/terms/education_terms_japan.html

【プライバシーポリシー】

https://workspace.google.co.jp/intl/ja/terms/education_privacy.html

- ・ 各アプリケーション等（各学校で導入している教材や、個人でダウンロードしたもの）は、利用規約及びプライバシーポリシーに基づいて活用します。必ず使用前に確認し、遵守してください。
- ※ ダウンロードできるアプリケーションは、セキュリティ対策上、予告なしで使用できなくなることがあります。
- ・ 個人情報等のデータは、アカウント削除後 20 日後、またはアカウント最終使用から 2 年後に削除されます。

4 利用に関しての留意点

（1）個人情報の保護について

- ・ 写真撮影や音、映像を録音・録画するときは、相手の許可（肖像権等）をとってください。

- ・ 自分や他人の個人情報をインターネット上に公開したり、情報を入力したりしないでください。
- (2) 著作権について
- ・ 他人の作品や表現を尊重し、使用するときは許可をとってください。
- (3) 安全性（セキュリティ）やネットワーク上のルール、モラルについて
- ・ パスワードはお子様と相談して決定し、保護者以外誰にも教えないようにしてください。
 - ・ パスワードは、忘れないように管理してください。ただし、シールに書いて端末に貼る等、誰かの目に簡単に触れることがないようにしてください。忘れた場合には、学校に伝えてください。
 - ・ 使用中に「〇〇に当選しました!」、「ウイルスに感染しました」等の画面（フィッシング詐欺）が出てきた場合には、学校や教育委員会に連絡してください。
- (4) 商品の購入や課金について
- ・ 学習端末を用いて、商品の購入や、サービスに対して料金を払う、いわゆる課金やサブスクリプションの利用は行わないでください。それに伴うトラブル・金額の保障等はできません。
- ※ フィルタリング機能等で、お金のやり取りができないように、対策をしています。フィルタリングがかかっていないサイトを発見した場合は、学校や教育委員会に連絡してください。
- (5) 健康について
- ・ 明るい場所で使用し、30分に一度は目を休めるようにし、正しい姿勢で、目と画面の距離を30cm以上離して使ってください。
 - ・ 健康面に留意し、長時間使用せず、時間を決めて使用してください。
- (6) 端末を利用したトラブル等発生時
- ・ 誹謗中傷などのトラブル等が発生し、学校が必要だと判断した際には、学校は学習端末を預かり中身を確認します。
- (7) 以下の行為をした場合はアカウントの制限をかける場合があります
- ・ 本人の許可なく他人の個人情報をネット上に投稿する。（プライバシーの侵害）
 - ・ 他人のアカウントを利用する。（不正アクセス禁止法）
 - ・ 誹謗中傷をする。（名誉棄損）
 - ・ 楽曲や動画、画像などを著作権者の許可なく、ネット上に上げる。（著作権の侵害）等
- (8) 不具合や故障について
- ・ 端末は福山市の備品です。大切に取扱ってください。また、他人に貸したり譲渡したりしないでください。
 - ・ 端末は、月々381円を負担していただくことで、セキュリティ対策や故意でない故障や紛失などへの保障ができるようにします。（別添資料3「福山市立小中学校・義務教育学校向け児童生徒用学習端末保証について」参照）
 - ・ 別添資料3の保証内容に加え、本人の過失による有償保証の利用者費用負担部分については、「福山市 PTA 連合会の小学生・中学生総合保障制度」等を利用できる場合がありますので、必要な方は別途加入ください。
- ※ 「福山市 PTA 連合会の小学生・中学生総合保障制度」の資料は、各学校で配付します。参考にしてください。

- ・ 家庭での使用中、不具合や故障があったときには、ヘルプデスクに連絡してください。

ヘルプデスク（株式会社アスコン）

- * 電話での問い合わせ フリーダイヤル 0120－999－293
（一般電話、携帯電話の利用可能）
受付時間 9:00～17:00 ※ 土・日・祝日も含みます。
- * ウェブでの問い合わせ <https://support.ascon.co.jp/education>
24 時間受付

5 学習端末の持ち帰りについて

本市では、G I G Aスクール構想に基づき、「子どもたちが学びを止めない」取組として、自宅でも端末を利用できる環境となるよう、家庭への持ち帰りを行います。

端末の使い方や家庭でのルールについて、お子様としっかり話し合ってください。

端末の持ち帰りを希望されない場合は、学校にその旨をお伝えください。

6 返却について

福山市立以外の学校への転出や進学、中学校及び義務教育学校を卒業する際は、端末一式（端末本体、電源アダプター、スタイラスペン、ペンホルダー、本体ケース）を、市へ返却します。故障等あれば、下記ヘルプデスクから修理を依頼し、元の状態に戻してから返却してください。

7 資料について

別添資料 1 ～ 3 は、次の URL もしくは QR コードから見ることができます。

【URL】 <http://bit.ly/3NI6iXN>

【QRコード】



8 その他

学校は、学級懇談会や面談、通信等を通して、端末を活用した学習内容や児童生徒の状況など、適宜お知らせします。

質問がありましたら、教育委員会に連絡してください。

問い合わせ先

福山市教育委員会学びづくり課

電話 084－928－1183